

特定路外駐車場設置（変更）届出書

令和 年 月 日

室蘭市長 様

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項本文の規定により、次のように届け出ます。

1 駐車場の名称				
2 駐車場の位置				
3 規 模	イ 駐車場の区域の面積	平方メートル		
	ロ 駐車場の用に供する部分の面積	a 駐車のに供する部分の面積	一般公共の用に供する部分	平方メートル ( 駐車台数 台 )
			それ以外の部分	平方メートル ( 駐車台数 台 )
		b 車路等の面積	平方メートル	
4 必 移 要 動 な 等 構 造 滑 及 化 び の 設 た 備 め に	路外駐車場車いす使用者用駐車施設 台			
	路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値 %			
	特 殊 の 装 置	イ 特殊の装置の有無		
ロ 特殊の装置に係る移動等円滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の概要		a 認定の番号		
		b 特殊の装置の名称等		
5 従業員概数				
6 供用開始（予定）日				

## 備 考

- 一 特定路外駐車場変更届出書にあっては、変更しようとする事項を朱書すること。
- 二 3の口のa欄の「それ以外の部分」欄においては、月ぎめ契約等により特定の顧客の駐車のために供する部分等一般公共の用に供する部分以外の部分の面積を記載すること。
- 三 3の口のb欄においては、駐車場の用に供する部分のうち、駐車のために供する部分を除いた部分の面積を記載すること。
- 四 4のイ欄においては、特殊の装置を用いるか否かに応じて、「有」又は「無」のいずれかを記載すること。
- 五 4の口のa欄においては、用いる特殊の装置に係る移動円等滑化のために必要な特定路外駐車場の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第112号）第4条の規定による認定の番号を記載すること。
- 六 4の口のb欄においては、用いる特殊の装置の名称（商品名）製造者名を記載すること。

## 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第12条第1項にかかる特定路外駐車場の届出にあたって

特定路外駐車場設置（変更）届出書は、都市計画区域外に特定路外駐車場を設置する場合に使用します。

### 特定路外駐車場設置(変更)届出書の記入要領

新設の場合、表題の（変更）の部分を消すこと。変更の場合は、（変更）を朱で囲み以下の変更しようとする事項を朱書きすること。

特定路外駐車場管理者の氏名又は名称及び住所欄は下記のように記入すること。

個人（例） 市 町 丁目 番号

㊞

法人等（例） 市 町 丁目 番号

代表取締役社長

㊞

- （１）「駐車場の名称」欄は、 駐車場、 パーキングなどと記入すること。
- （２）「駐車場の位置」欄は、 駐車場を設置する場所の地番を記入すること。
- （３）「規模」の欄は、届出書に記載の備考を参照し、それぞれの面積は小数点第２位まで記入すること。
- （４）「移動等円滑化のために必要な構造及び設備」欄の「路外駐車場車いす利用者用駐車施設」には、一般公共の用に供する部分の内、車いす利用者用の駐車ますの台数を記入すること。
- （５）「路外駐車場移動等円滑化経路の傾斜路の勾配の最大値」とは、路外駐車場車いす利用者用駐車施設から当該駐車場に接する道路・公園・広場その他の空き地までの最短経路の傾斜路（段に代わるもの又は段に併設するものに限る）の勾配の最大値のことです。
- （６）「特殊の装置」とは、垂直循環方式などの機械式駐車装置のことです。
- （７）「従業員概数」欄には、駐車場管理に従事する（事務、附帯業務を含む）人数を記入すること。
- （８）「供用開始（予定）日」欄には、駐車場の営業を開始しようとする日を記入すること。

### 届出の時期について

特定路外駐車場設置（変更）届出をしなければならない時期は、特定路外駐車場の設置にかかる建設工事（用途変更のための工事を含む）の着手前、届出事項の変更の場合はその変更をしようとするときです。

## 届出書に添付する図面

特定路外駐車場設置（変更）届出書には、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則第7条第1項に基づく下記の～の図面を添付してください。ただし、変更の届出書に添付する図面は、変更しようとする事項の部分に関してだけで構いません。

特定路外駐車場の位置を表示した縮尺 1/10,000 以上の地形図

下記の（１）～（２）の事項を表示した縮尺 1/200 以上の平面図

（１）特定路外駐車場の区域

（２）路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路、その他の主要な施設

## 提出部数、提出先

届出書（添付図面等も含む）については、2部提出してください。そのうち1部は審査の後、副本として届出受理通知等とあわせて届出者へ返却します。

提出先は、下記のとおりです。

**室蘭市幸町1-2**

**室蘭市 都市建設部 都市政策課 都市政策係**

**電話 0143-25-2592**

## その他留意事項

新規の特定路外駐車場設置届をしようとする場合は、届出にかかる事務処理を円滑に進めるため、届出書提出の前に相談に来ていただきますようお願いいたします。

設置する特定路外駐車場が、建築物以外のもので、駐車場全体（車路等を含む）の面積が、1,000 平方メートル以上の場合は、別に「北海道福祉のまちづくり条例」にかかる届出が必要となる場合があります。